

議案第 48 号

ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例（平成6年条例第94号）の一部を次のように改正する。

第36条の次に次の1条を加える。

（食品等持続的供給法に係る事項の公表）

第36条の2 市長は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。次項及び第3項において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（以下この項及び次項において「指定飲食料品等」という。）が第4条に規定する取扱品目に含まれる場合には、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、魚市場において取り扱う予定がない指定飲食料品等については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により指定飲食料品等を公表する場合には、当該指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標を併せて公表するものとする。

3 市長は、食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容を公表するものとする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

